

電子契約サービス導入に伴う変更点・従来と変わらない点（建設工事）

1. 変更点

変更点① 電子契約を利用する場合は、電子契約同意書兼メールアドレス確認書を市へ提出
既に提出済みの場合、内容に変更がなければ、再提出の必要はございません。

変更点② 建設リサイクル法に関する書類の提出（電子契約の場合のみ変更）

変更前：工事担当課にて書面に関する説明を行った後、契約書書類一式に含む形で契約検査課へ提出

変更後：工事担当課にて書面に関する説明を行った後、書面を工事担当課へ提出

※工事担当課から契約検査課へ移送、契約書類としてアップロードします。

変更点③ 落札証明書の交付方法（電子契約・紙契約にかかわらず変更）

変更前：市より書面にて交付

変更後：原則、電子入札システムから落札者決定通知書をダウンロードしてください。

※書面やメール希望の場合は従来通り落札証明書を発行します。

変更点④ 仲裁合意書の締結手続き（電子契約の場合のみ変更）

変更前：契約書とは別に、書面へ押印

変更後：市が契約書類一式として必要事項を記入した書類をアップロードします。

（電子署名を行うことで自動的に仲裁合意が成立します）

変更点⑤ 建退共関係書類の提出方法（電子契約の場合のみ変更）

変更前：掛金収納書を契約書裏面へ貼付。

変更後：掛金収納書を契約検査課へ提出をお願いします。

電子申請で購入した場合は PDF によるメール提出が可能です。

変更点⑥ 設計図書を保存したCD-Rは不要（電子契約の場合のみ）

設計図書は、市が電子契約システムへアップロードします。

2. 変わらない点

(1) 契約保証および前払金保証の証書の取り扱い

書面による契約保証の場合は証書原本を契約検査課へ提出。

電子保証の場合は認証キーをメールにより提出（提出先：前払金保証は各担当課、契約保証は契約検査課）。

(2) 紙契約を選択する場合の手続き

紙契約（従来方式）を選択する場合は、これまで通りの対応が可能です。

ただし、落札証明書につきましては、原則、電子入札システムから落札者決定通知書をダウンロードする対応へ移行いたします（変更点③参照）。